

「住生活基本法」の概要

住宅ストックの量の充足、本格的な少子高齢化と人口・世帯減少等の社会経済情勢の著しい変化を踏まえ、公的資金を中心とした新規建設による「量」確保から、市場におけるストック活用による「質」向上へ、政策体系を抜本的に改革。

旧「住宅建設計画法」(S41)

住生活基本法

平成18年6月8日：公布・施行

目的・基本理念

目的

住宅の建設に関し、総合的な計画を策定することにより、その適切な実施を図る。

目的

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、豊かな住生活を実現。

基本理念

- ・現在及び将来の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等。
- ・住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成。
- ・民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の保護。
- ・低額所得者、高齢者、子育て家庭等の居住の安定の確保。

責務

責務

国及び地方公共団体の施策の策定・実施の努力義務

責務

- ・国、地方公共団体・・・住生活安定向上施策の策定・実施。国民の理解の増進。
- ・事業者・・・住宅の安全性等の確保。正確かつ適切な住宅情報の提供。
- ・居住者・・・住生活の安定向上の促進のため相互に連携協力。

基本的施策

基本的施策

- 国・地方公共団体は住生活安定向上の促進のため必要な施策を講ずる。
- ・安全・安心で良質な住宅ストック・良好な居住環境の形成
 - ・住宅の取引の適正化、流通の円滑化のための住宅市場の環境整備
 - ・公営住宅の供給等住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの構築

計画

住宅建設五箇年計画
5箇年間にける住宅の建設の目標
(特に公営・公庫・公団住宅の建設の事業の量)

地方住宅建設五箇年計画
(10の地方ごとに作成)

公営住宅
整備量の
通知

都道府県住宅建設五箇年計画
5箇年間にける住宅の建設の目標
(特に公営住宅の建設の事業の量)

住生活基本計画

[10年程度先を見通して目標を定め、おおむね5年ごとに見直し]

住生活の安定の確保及び向上の促進に関するアウトカム目標の設定。
(耐震化率、バリアフリー化率、省エネ化率、住宅性能表示実施率など)

全国計画

- ◇施策の基本的方針
- ◇全国的見地からの目標・施策
- ◇政策評価の実施

都道府県計画

- ◇域内の施策の基本的方針
- ◇地域特性に応じた目標・施策
- ◇公営住宅の供給目標量

住生活基本計画(全国計画・案)の概要

○全国計画は、平成18年秋頃に閣議決定を予定。
○都道府県計画は、平成18年度中に策定。

はじめに

○住生活基本法に基づき、住生活安定向上施策を総合的かつ計画的に推進するため策定
○計画期間は平成18年度から平成27年度の10年間

基本的な方針

○住宅の位置づけと住生活安定向上施策の意義
○施策についての横断的視点

(横断的視点)

ストック重視

市場重視

福祉、まちづくり
等関連する施策
分野との連携

地域の実情を
踏まえたきめ細
かな対応

目標・成果指標・基本的な施策

○目標設定の前提として「住宅性能水準」「住環境水準」「居住面積水準(最低・誘導)」を設定
○都道府県計画に「公営住宅供給目標量」を定める際の「基本的な考え方」を記載

目標	目標の達成状況を示す成果指標	基本的な施策
良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継	①新耐震基準適合率 ②共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率 ③省エネルギー対策率 ④リフォームの実施率 ⑤適正な修繕積立金を設定しているマンションの割合	・耐震診断・耐震改修等の促進、建築規制の的確な運用 ・ユニバーサルデザイン化の促進 ・省エネルギー性能など住宅の環境性能の向上 ・長寿命住宅の普及促進、適切な維持管理、リフォームの促進 ・マンションの計画的修繕の促進、老朽化したマンションの再生促進
良好な居住環境の形成	⑥重点密集市街地の整備率 ⑦地震時に危険な大規模盛土造成地の箇所数	・基盤整備と規制緩和の一体的推進による密集市街地の整備 ・宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策等の推進 ・建築協定の活用等による良好な街並み・景観・緑の維持・形成 ・都心居住・街なか居住の促進、ニュータウン再生の支援
国民の多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備	⑧住宅性能表示の実施率(新築) ⑨既存住宅の流通シェア ⑩住宅の利活用期間 ⑪子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	・住宅性能表示制度の普及・充実、紛争処理の仕組みの普及・充実、既存住宅の合理的な価格査定等の促進など市場環境の整備 ・長期固定型ローン等が安定的に供給される住宅金融市場の整備 ・税制上の措置等による無理のない負担での住宅取得の支援 ・持家の賃貸化の促進、二地域居住の情報提供、子育て支援等 ・技術開発等の推進、地域材を活用した木造住宅生産体制の整備
住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	⑫最低居住面積水準未満率 ⑬高齢者のいる住宅のバリアフリー化率	・低額所得者等への公平かつ的確な公営住宅の供給 ・各種公的賃貸住宅の一体的運用や柔軟な利活用等の推進 ・高齢者、障害者等への民間賃貸住宅に関する情報の提供 ・高齢者向け賃貸住宅の供給、公的住宅と福祉施設の一体的整備

大都市圏における住宅・住宅地の供給等

・地域属性に応じた
施策の推進 等

施策の推進

・関係者の連携・協力
・統計調査の充実
・政策評価の実施とおおむね5年後の計画見直し